

平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領に関する Q&A

<総則に関すること>

(高等学校)

問1 「社会に開かれた教育課程」とは、具体的にどのような実践が求められるのでしょうか。

(答)

平成 29・30 年改訂学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の作り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。

各学校においては、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、生徒や地域の実態に応じて、学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことが求められます。具体的には、例えば、①学校運営協議会や学校評議員会、地域学校協働本部、保護者説明会、学校だよりなどの場や機会を生かした、自校の教育目標やその実現に向けた教育課程の編成方針の共有や意見聴取の実施、②学校の教育活動に地域住民や保護者の協力を得る際に、それらの教育活動を通して、生徒にどのような資質・能力の育成を目指しているのかを共有したり、教育活動終了後に協力を得た方から、実施上の成果や課題を聞き取り、次年度以降の改善の参考としたりすることなどが考えられます。

重要なことは、教育課程を学校や先生方だけが知っている閉じたものとせず、社会に開いていくことです。教育課程を通して、学校の教育目標や教育活動を家庭や地域に理解してもらい、連携・協働を進めることが大切です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第 1 章第 2 節 2(2)

(高等学校)

問2 「生きる力」と資質・能力の 3 つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」はどのような関係にあるのでしょうか。

(答)

今回お示しした「資質・能力の 3 つの柱」は、国内外の分析を踏まえつつ、「生きる力」や各教科等の学習を通して育まれる資質・能力、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力といった、あらゆる資質・能力に共通する要素を整理したものです。

確かな学力，豊かな心，健やかな体の育成を支えるのが，「知識及び技能」の習得，「思考力，判断力，表現力等」の育成，「学びに向かう力・人間性等」の涵養という「資質・能力の3つの柱」という関係になります。

各学校では，学校教育全体並びに各教科等における指導等において，資質・能力の3つの柱のバランスある育成を通して，生徒一人一人の「生きる力」の育成に努めることが求められます。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第3章第1節3

(高等学校)

問3 学習指導要領の改訂に合わせて，学校の教育目標を見直す必要があるのでしょうか。

(答)

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき，目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し，その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには，各学校の教育目標を含めた教育課程の編成について，その基本的な方針を家庭や地域と共有していくことが重要です。

学習指導要領の改訂を踏まえて，改めて自校の教育目標を含めた教育課程編成の基本方針（例えば，「目指す生徒像」や「指導の重点」など）を捉え直し，必要な見直しを行うことが求められます。

学校のグランドデザインや学校経営計画に記される学校教育目標等の策定は，教育課程編成の一環でもあり，カリキュラム・マネジメントの中心となるものでもあります。これまでも各学校で行われてきた学校評価において，目指すべき目標を，子供たちにどのような資質・能力を育みたいかを踏まえて設定し，教育課程を通じてその実現を図っていくことは，問6のカリキュラム・マネジメントの具体的な実践にもつながります。なお，学習指導要領解説（総則編）に学校の教育目標の設定に際し重要な視点として次のようなものが挙げられていますので，参考にしてください。

- (1)法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2)教育委員会の規則，方針等に従っていること。
- (3)学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4)学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5)教育的価値が高く，継続的な実践が可能なものであること。
- (6)評価が可能な具体性を有すること。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第3章第2節1.

(高等学校)

問4 平成29・30年学習指導要領に、「アクティブ・ラーニング」という言葉が使われていないのはなぜでしょうか。

(答)

「アクティブ・ラーニング」という用語については、文脈等により様々な定義で用いられることから、法規としての性格を有する学習指導要領ではこれを用いずに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善としてお示ししています。

これは、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」における「平成26年11月の諮問において提示された『アクティブ・ラーニング』については、子供たちの『主体的・対話的で深い学び』を実現するために共有すべき授業改善の視点として、その位置付けを明確にすることとした」との提言を踏まえたものであり、生徒の資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点（アクティブ・ラーニングの視点）からの授業改善を図ることが重要であるという認識は変わっていません。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第4章第1節1(1)

(高等学校)

問5 各教科等の「見方・考え方」について、授業の中でどのように生かしていくべきでしょうか。

(答)

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」については、各教科等の習得・活用・探究という学習過程の中で働かせることを通じて、より質の高い「深い学び」につなげ、それによって、生徒の資質・能力の3つの柱の育成を図ることが重要です。

各教科等の解説では、当該教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせるとはどういうことであると考えられるかを示していますので、ご参照ください。なお、各教科等の解説において示している「見方・考え方」は主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要です（例えば、社会科においてグラフを読む際に「数学的な見方・考え方」を働かせる場合なども考えられます）。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第4章第1節1(1)

(高等学校)

問6 カリキュラム・マネジメントとは、具体的にどのような実践をしたらよいのでしょうか。

(答)

「カリキュラム・マネジメント」のねらいは「教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」(総則第1款5)にあります。

各学校では、これまでも、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程の編成の基本方針を定め、各種指導計画を作成し、指導体制を含めた校務分掌を整え、授業の実施に必要な予算を配当したり、地域からの協力を得ながら、それらに基づいた日常の授業を展開し、授業の成果や課題を見取ったりしながら、次年度の改善につなげるといった形での教育活動の質の向上を図ってきていると思います。

新学習指導要領の下ではますます、自校にある「学校の教育目標」や、その実現に向けた「教育課程の編成の方針」、「各種指導計画」、「校務分掌や予算の配当などの人的・物的な体制」が、自校の教育活動の質を最大限に高めることができるものとなっているか、教科等を超えて育成される学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応する資質・能力がねらいどおりに育成されているか、地域の人的・物的資源の活用について考えることはできないか、といった点について、学校として組織的、計画的、継続的に、その実施状況を把握して、改善を図っていく視点をもつことが重要です。

「カリキュラム・マネジメント」の充実を図るためには、例えば、①学校評価との関連付けを図り、PDCAサイクルを機能させること、②職員会議や学年会、教科主任会など既存の関連の会議の場を生かすこと、③学校運営協議会や学校評議員会、保護者説明会、学校だよりなどを活用すること、などが考えられますが、それぞれの学校の実態に応じて、既存の取組や組織を生かしつつ、その取組の質の向上を図っていくことが求められます。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第1節5

【履修の順序について】

(高等学校)

問7 科目の履修はどのような順序で行えばよいのでしょうか。

(答)

科目の履修の順序については、学習指導要領の各教科の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1の記載を踏まえ、適切に御対応い

ただきたいと考えています。

なお、高等学校学習指導要領解説（総則編）において、履修の順序については以下のような説明があるので、併せて参考にしてください。

「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」や「情報Ⅰ」、「情報Ⅱ」、あるいは「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」のようにⅠ、Ⅱ又はⅢが付いている各教科・科目は、その目標や内容を段階的に構成したものである。一方、「数学A」、「数学B」、「数学C」については、A、B、Cとしているのは、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成したものである。

また、例えば、地理歴史科において、「地理総合」を履修した後に「地理探究」を、「歴史総合」を履修した後に「日本史探究」、「世界史探究」を、それぞれ履修させるものとしていたり、理科において、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目については、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させるものとしていたりするなど、必履修科目と選択科目の履修の順序については、教科ごとに必要に応じて定めている。一方、家庭科については、「家庭基礎」と「家庭総合」を設けているが、科目の名称はその特徴を示しているものであり、履修における順序性を示すものではない。新設教科である理数科において設けられた「理数探究基礎」及び「理数探究」についても、履修における順序性は示していないが、目標や内容を段階的に構成している。

（参考）

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第3章第2節3(1)イ

【標準単位数について】

（高等学校）

問8 平成30年改訂高等学校学習指導要領総則の第2款3(1)イにある「生徒の実態等を考慮し、特に必要のある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。」とは、どのような場合でしょうか。

（答）

学習指導要領解説（総則編）には、各教科・科目に単位数を増加して配当するのが適当と思われる例が次のように示されています。

- (ア) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- (イ) 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- (ウ) 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

なお、標準単位数より多くの単位数を配当する場合に、どの程度の単位数を増加して配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節 3(1)イ

(高等学校)

問 9 1 つの教育課程において、同一科目について一部の生徒について増単を認めてもよいでしょうか。

(答)

標準単位数より多くの単位数を配当する場合、学校の方針により増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を特定の類型に所属する生徒など一部の生徒のみに履修させることもあり得ます。ただし、いずれの場合においても、指導計画に位置付けた上で、各教科・科目の目標等に照らして適切な範囲で行われるべきことは当然であり、例えば、履修の途中で追加的に単位を配当したり、学習の進度に応じて一部の生徒のみに追加的に単位を配当したりすることなどは適切とは言えないと考えます。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節 3(1)イ

(高等学校)

問 10 標準単位数より多くの単位数を配当したり、少ない単位数を配当したりすることができるのは、それぞれどのような場合でしょうか。

(答)

各教科・科目における増単、減単の条件については、平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節の 3(1)のイ②に、以下のような表で示しています。この表及び解説第 3 章第 2 節の 3(1)のイ②や第 3 章第 2 節の 3(2)のア②の内容を踏まえて、各学校において適切に単位を配当していただきたいと考えています。

	単位を増加すること（増単）	単位を減ずること（減単）
必履修教科・科目の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のような場合には、増単することが考えられる。 ①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。 ○ 減単が可能なのは、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特

	<p>ための時間に充当する場合</p> <p>②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合</p> <p>③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合</p>	<p>に必要がある場合」のみとされている。また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることはできない。</p>
<p>必履修教科・科目以外の場合</p>	<p>○ 標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加して、5単位や6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。</p>	<p>○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。</p> <p>○ ただし、以下のいずれかの場合には単位を減ずることが可能である。</p> <p>①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合</p> <p>②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむをえない場合</p> <p>○ なお、上記の場合においても、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。</p>

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(1)イ②
 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(2)ア②

(高等学校)

問11 各学校が標準として学習指導要領に示されている単位数よりも増やしたり減じたりして配当することについて、都道府県教育委員会が作成する「高等学校教育課程編成の手引」等の中で一定の制約を設けることは可能でしょうか。

(答)

高等学校の設置者は、地域の実状や学校・学科等の特性等に応じ、設置する

高等学校の教育課程の編成について指導することは可能ですので、例えば、高等学校の設置者である都道府県教育委員会が、学習指導要領に標準として示されている各教科・科目の単位数を各学校が増やしたり減らしたりして配当することについて制限を設けることも可能です。

【総合的な探究の時間の履修等について】

(高等学校)

問 12 総合的な探究の時間について、「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とされていますが、この趣旨及び「特に必要がある場合」の具体的な内容はどのようなものですか。

(答)

総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目(学校設定教科・科目を含む。)において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨です。したがって、2単位に減ることができるのは、限定的であることに十分注意しなければなりません。

生徒に履修させる総合的な探究の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で編成するとともに、教育課程における総合的な探究の時間の位置付けを明確にすることが必要です。特に、標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことなどを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められます。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(2)ア(イ)

【各教科・科目等の授業時数等について】

(高等学校)

問 13 10分から15分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指

導を行う場合について、留意すべき点は何でしょうか。

(答)

10分程度の短い時間を単位として指導を行う際には、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です。このため、既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10分間程度の時間における指導になじみうるものと考えられますが、それまでに生徒が学習したことのないような内容を10分程度の短い時間に指導することは通常は想定し難いと考えられます。

また、特別活動のホームルームの時間や総合的な学習の時間などについても、通常は10分程度の短い時間を単位として指導を行うということは想定し難いと考えられます。

各教科・科目等における短時間を活用した授業時間の設定に際しての留意点を整理すると、次のとおりです。

- ・ 各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること
- ・ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第3章第2節3(3)ク

(高等学校)

問14 休業日の期間に授業日を設定することは可能なのでしょうか。

(答)

学習指導要領総則第2款3(3)において、「各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季，冬季，学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる」ことを示し、各教科・科目の授業については、各学校の創意工夫で一層弾力的に運用できるようにしています。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第3章第2節3(3)サ

【義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫について】

(高等学校)

問15 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために、学校設定教科・科

目を設定する場合、当該科目の目標や内容には高等学校の内容を含まなければならないのでしょうか。（義務教育段階の復習だけを目的とすることはできるのか。）「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること」とありますが、このような学校設定教科を高等学校で開設することは、第2款3(1)エに示される「その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮」と矛盾しないのでしょうか。

（答）

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることだけを目的とする学校設定教科・科目も開設することが可能です。

なお、学校設定科目の目標や内容については、「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており（総則第2款3(1)エ及びオ）、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等学校教育としての水準の確保に十分配慮」しなければならないとされていますが（総則第2款3(1)エ及びオ）、高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や総則第2款3(1)エ及びオの規定に適合するものです。

高等学校を卒業するまでに全ての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要がありますが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが必要です。それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めているのが当該規定の趣旨です。

したがって、学校設定教科・科目を設定する際には、当該学校設定教科・科目を含めた各教科・科目の体系性・系統性等を踏まえながら、高等学校を卒業するまでに必履修教科・科目の内容を理解し、身につけられるよう、高等学校3年間の教育課程を見据えた上で、当該学校設定教科・科目の目標や内容を定めるべきことに十分留意することが必要です。

（参考）

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第3章第2節3(1)エ、オ

(高等学校)

問 16 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目については、必履修教科・科目と並行履修することとしてもよいでしょうか。

(答)

学校設定科目を必履修教科・科目と並行履修することについては、学習指導要領上は特段の制約がないため可能ですが、むしろ、当該必履修教科・科目の単位数を増やした上で、適宜義務教育段階の学習を取り入れる方が、当該必履修教科・科目の内容や進度に応じて、より柔軟に指導することを可能にすると思われま

す。また、義務教育段階の学習内容の定着が不十分である場合などは、その定着を図った上で、高等学校の必履修教科・科目の履修をすることが指導の効果が

高いケースも多いと考えられます。いずれにせよ、教育課程の編成上の都合だけではなく、生徒の実態や期待される学習効果等を踏まえて適切な教育課程を編成することが必要です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節 3(2)

【単位の修得について】

(高等学校)

問 17 2以上の年次にわたって分割履修させる教育課程を編成する場合の留意事項を教えてください。

(答)

総則第 4 款 1(3)において「学校においては、生徒が 1 科目又は総合的な探究の時間を 2 以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。」とあります。これについては、解説に「各教科・科目の単位数を配当する場合、ある年次で各教科・科目に配当した単位数全部の履修を完結する場合もあるし、2 以上の年次にわたって分割して履修する場合もある。2 以上の年次にわたって分割履修する場合には、原則として、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる（第 1 章総則第 4 款 1(3)）。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。」とあります。また、次の段落から説明があるように、2 以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な扱いは、従前と同様である

が、例えば、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とするため、単位認定は年次ごとに行うことを「原則とする」とされている。

なお、修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。しかし、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に含めて取り扱うことが可能である。」とされています。2以上の年次にわたって分割履修させる教育課程を編成する場合には、以上のようなことに留意するようお願いします。

（参考）

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第5章1(3)

（高等学校）

問18 学習指導要領の改訂に伴う大学共通入学テストの受験科目変更については、どのようになる予定でしょうか。

（答）

改訂後の学習指導要領で学んだ生徒が受験する大学入学共通テストの出題教科・科目については、令和6年度の実施に向けて、大学入試センターにおける検討や、関係団体の意見等を踏まえながら検討を進めていきます。

試験の実施に向けて関係各位が十分な準備期間を確保できるよう、その検討状況については、大学入試センターにおける検討のまとめや文部科学省における実施方針の策定などにおいて必要な情報を順次公表していく予定です。

【道徳教育について】

問19 高等学校における道徳教育は、どのように行えばよいのですか。

（答）

まず、高等学校における道徳教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、小・中学校の道徳教育と同様、学校の教育活動全体を通じて行うものとされており、校長の方針の下に道徳教育の全体計画を作成し、道徳教育推進教師を中心として、全教師が協力して道徳教育を行うこととされています。例えば、各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育としては、各教科・科目のそれぞれの特質に応じて、各教科・科目等の目標や内容と道徳教育を関わらせたり、学習活動や態度と道徳教育を関わらせたりすることが考えられ

ます。なお、高等学校では小・中学校と異なり、道德教育の要として位置づけられる「特別の教科 道德」（道德科）はありませんが、その発達の段階を踏まえ公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることが示されています。

問 20 高等学校における人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面とされている、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動では、どのような指導を行えばよいのですか。

（答）

公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面とされているのは、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げているからです。

「公共」では、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、幸福、正義、公正などに着目して、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解し、それらについての考え方や公共的な空間における基本的な原理を活用して、現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことを議論する力を養う学習を行い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めることとしています。

「倫理」では、人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、古今東西の幅広い知的蓄積を通して、より深く思索するための手掛かりとなる概念や理論について理解し活用して、現代の倫理的諸課題の解決に向けて、論理的に思考し、思索を深め説明したり対話したりする力を養い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めることとしています。

特別活動では、その目標に、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」、「互いのよさや可能性を発揮」、「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道德教育でもねらいとする内容が含まれています。さらにまた、特別活動の目指す資質・能力には、「多様な他者との協働」、「人間関係」、「人間としての生き方」、「自己実現」など、道德教育でもねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、特別活動の道德教育において果たすべき役割は極めて大きいものがあります。したがって、特別活動における、ホームルーム活動や学校の生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場となっていることに留意する必要があります。

問 21 高等学校における道德教育の全体計画作成のポイントは何ですか。

(答)

高等学校の道德教育の全体計画は、人間としての在り方生き方に関する教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道德教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画です。したがって、作成にあたっては以下のような点に留意する必要があります。

- ・ 校長が道德教育の明確な方針を示すとともに、指導力を発揮して道德教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に協力するような体制を整える必要があります。
- ・ 全教師が、道德教育の重要性や特質について理解が深められるよう、関係する教育法規、教育課程の仕組み、時代や社会の要請、生徒の実態、保護者や地域の人々の意見などについての研修を行うことにより、日常的な指導の中での課題を明確にする必要があります。このことによって、全体計画作成に関わる教師の意識の高揚を図ることができ、その積極的な活用につなげることができます。
- ・ 道德教育の指導の方針や重点を基に、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動における道德教育との関連を捉え全体計画に位置付ける必要があります。また、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動なども全体計画の中に適切に位置づけることも大切です。
- ・ 生徒の実態や発達段階、生徒との信頼関係を育む具体的な方策、保護者や地域の人々の意見に耳を傾け、それを全体計画に反映させ、必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切です。

問 22 高等学校における道德教育推進教師の役割にはどのようなものがありますか。

(答)

道德教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれます。このため、道德教育推進教師については、その職務の内容に鑑み、校長が適切に任命するとともに、課程や学科など学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫が求められます。また、全教師による協力体制を整えるためには、各学校において道德教育推進教師の役割を明確にしておく必要がありますが、具体的には、例えば次のような役割が考えられます。

- ・ 道德教育の全体計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道德教育の推進，充実に関すること
- ・ 道德教育用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道德教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道德教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ・ 道德教育の研修の充実に関すること
- ・ 道德教育の全体計画の評価に関すること

【令和4年度以降の旧（現行）教育課程の教科・科目の開講について】

（高等学校）

問 23 単位制の学校において，令和4年度以降は旧課程の下で学ぶ生徒と新課程の下で学ぶ生徒が両方在籍することになりますが，開講講座（新課程科目・旧課程科目）をどのように設定したらよいでしょうか。

（答）

入学年次の学習指導要領に基づくことが原則であるので，旧学習指導要領が適用される生徒が在籍する場合は，当該生徒が卒業するために必要な各教科・科目が履修できるよう，旧学習指導要領及び新学習指導要領の科目のそれぞれを開設することが求められます。

しかしながら，旧学習指導要領の科目を開設することで，他の生徒の教育課程の編成に支障をきたす恐れがあり，かつ旧学習指導要領に基づく科目と新学習指導要領に基づく科目とで同一である部分が多く，指導上の工夫が可能であれば，新学習指導要領の科目を旧学習指導要領の科目の履修とみなすことは可能です。

以上を踏まえ，学校の状況や学校設定科目を開設しようとする教科の目標，内容等を勘案し，各教育委員会や学校において適切にご判断いただくことが大切です。